

＜一般質問＞

【放課後こどもクラブの会費について】

＜質問＞

放課後こどもクラブの会費について伺います。「放課後こどもクラブ」は、小学1年～3年生の児童(障害者児童は6年生まで)を対象に、放課後から17時まで、児童の保護・保育を行う事業で、豊中市では小学校全41校で開設されています。会費は月額5000円となっています。しかし、これら受入時間や会費については明確な法的規定がなく、各自治体バラバラです。この月額5000円というのはどういった算出根拠で設定されているのでしょうか？

さらに、今年の7月から会費を月額5000円から6000円に引き上げることが条例改正案にあります。これにより、どれくらいの歳入増を見込んでおられるのでしょうか？

また、保護者からは「時間延長」、「学年延長」、「土曜日開設」などの要望が寄せられていますが、毎年のごとく、保護者と市の意見交換・懇談会で、市は財政状況が厳しいことなどを理由に、それらの要望の実現は困難であると回答しています。財政状況は十分理解できるのですが、具体的に、それらの要望を実現しようとするれば、どれくらいの経費増になるのかを明確に回答されたことはなく、それでは、実現に向けた提案や策を講じることができません。そこで、それらの要望(「時間延長」、「学年延長」、「土曜日開設」)の実現にどれくらいの経費増が予想されるのかをお聞かせ下さい。

＜答弁＞

放課後こどもクラブについてのご質問にお答えいたします。

放課後こどもクラブ会費は、クラブ運営に要する費用から国及び府の補助金を差し引いた額の2分の1を保護者の負担額として算出したものでございます。

このたびの会費の改定による影響額は、平成21年度については、7月からの実施を予定しておりますので、1千620万9千円の増加を見込んでおります。

次に、放課後こどもクラブの時間延長など事業の充実に要する費用についてのご質問でございますが、まず、開設時間を午後7時まで2時間延長した場合は、約1億2千万円、土曜日開設した場合は、約9千万円が見込まれるものであります。

また、学年延長に伴う費用については、対象児童数の増によるクラブ室の拡充や職員体制とも関係します。費用額を算出することは困難でございます。

なお、当事業の充実にあたっては、費用面だけでなく、指導員の勤務体制や人員の確保、子どもの安全面の問題等、解決すべき課題がございますので、総合的に検討する必要があると考えております。

《質問》

放課後子どもクラブの会費についてですが、今回の条例改正案で会費の見直しを図られるのですが、会費の見直しをするのであれば、放課後子どもクラブの会費を保育所の保育料と同じように前年度の所得に応じた額を徴収するように改めることはできないでしょうか？私は、放課後子どもクラブはこれまでの学童保育の名前が変わったもので、児童の保育が目的の事業と認識しています。実際、放課後子どもクラブは厚生労働省が所管となり、豊中市では子ども未来部が所管となっています。そうであれば、保育所の保育料と同様の徴収方法が可能だと思います。所得の多い保護者にとっては、保育所の保育料と比べて、放課後子どもクラブの会費は、大幅に安くなる一方、低所得の保護者にとっては、負担額があまり変わりません。保護者の様々な要望を実現するためには、少なからず経費増が見込まれますが、放課後子どもクラブの手数料を定額式から、保育所の保育料と同様に前年度所得に応じた応能式に変更すれば、いくらかの歳入増が図れると思いますが、この提案はいかがでしょうか、ご見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

放課後子どもクラブについてのご質問にお答えいたします。

放課後子どもクラブの会費を所得階層ごとに設定することにつきましては、受益者負担の観点から保護者に運営経費の一部として、負担していただいておりますことから、より適切な保護者負担のあり方やこれに伴う事務経費も勘案する中で、今後の研究課題としていきたいと考えております。

なお、現在、会費は定額で設定しておりますが、全額免除や半額免除など減免制度を設けることで、低所得者に対しましても配慮したものとしておりますので、よろしく願いいたします。

《要望・意見》

放課後子どもクラブについてですが、いくつかの保護者の要望を実現するためにかかる経費増の見込額を提示していただきました。様々な新たなニーズに応えるためには、解決すべき課題は他にもあるとはいえ、財源を確保する必要は当然あります。しかしながら、財源を確保するために、会費の改定のたびに、定額で負担額を上げていくのは、そろそろ困難になると思います。減免対象にならない低所得の保護者が負担する保育料や公立幼稚園の保育料と放課後子どもクラブの会費がほぼ同額になってしまうからです。一方で、高額所得の保護者にとっては、現行の会費は保育所の保育料と比較するとかなり安いと思います。ちなみに約5000人の子どもたちが利用し、保護者に応能負担をして頂いている保育所の保育料収入は年額約12億7千万円です。一方、約2700人の児童が利用し、保護者に定額負担をして頂いている放課後子どもクラブの会費収入は年額約1億3千万円です。放課後子どもクラブの会費を定額負担から応能負担に変えるとかなりの歳入増が見込まれると思いますし、その歳入増によって、保護者のニーズに応えていけるのではないかと思います。是非とも、

放課後こどもクラブ会費の応能負担について、真剣に研究して頂く事を強く要望しておきます。

【行政委員会委員の報酬について】

〈質問〉

非常勤の行政委員会委員の報酬について伺います。地方自治法第203条の2では行政委員会委員、非常勤の監査委員などの報酬は「勤務日数に応じて支払う」と規定されています。但し書きとして、「条例で特別の定めをした場合は、この限りではない」とあり、多くの自治体では月額支給の例外規定を条例で設けています。豊中市もこの例外規定を設け、一部の非常勤の行政委員会委員の報酬を月額支給していますが、この例外規定を維持する必要性が本当にあるのでしょうか？財政状況が厳しい中、行財政改革、歳出削減に向け職員の報酬カットや、市民に対する受益者負担・利用者負担などの見直しもされる中、非常勤の行政委員会委員の報酬を月額支給していることについても検討する必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

また、豊中市の委員等の報酬及び費用弁償条例では嘱託医師を除き、教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員だけが、月額報酬制であり、その他、数多くある委員会、協議会、審議会、審査会などの委員が日額報酬となっています。この違いは何なのか？お答えください。

そもそも、行政委員会委員の報酬が勤務に見合っているかどうかの判断は誰がどのような基準で行っているのかもお答えください。

非常勤の行政委員の報酬をめぐるのは、大津市の弁護士が滋賀県に支出差し止めを求めた訴訟で、大津地裁が今年の1月に選挙管理委員会、農業委員会などの各行政委員が月1、2回の会議などに出席するだけで、月額数万～数十万円の報酬を得ることを規定した条例を地方自治法違反で違法との判決がありました。この判決結果についてはどのようにお考えになられているのでしょうか？お答え下さい。

〈答弁〉

行政委員会の委員報酬に関するご質問にお答えいたします。行政委員会は、地方自治法により設置が義務づけられた地方公共団体の執行機関として位置づけられていますが、各執行機関は相互に独立の関係にあり、それぞれの権限の範囲内において独自の事務執行権限を有しているものです。

一方、その他の審議会や協議会などは、執行機関の附属機関として位置づけられ、自ら地方公共団体の機関として最終的な意思決定をする権限はなく、必要な審議や審査、調停などを行うものです。

執行機関である行政委員会は、市民生活に直接影響を及ぼす行政権限を有していることから、その委員は非常勤の職といえども責任は重大であり、またそれぞれに高度な専門知識や経験、判断力等が求められる職であることから、その役割・職責に見合う報酬体系とする必要があります。本市においては、こうした責任を担っていただく行政委員会の委員報酬について、会議の出席日数によって額を決める日額報酬ではなく、月額報酬で支給する方が望ましいと考え

ており、委員等の報酬及び費用弁償条例においてそのように規定をしているところでは、

滋賀県の行政委員会の委員報酬にかかる大津地裁判決については、現在、県が控訴中であることから、今後その動きを注視していくとともに、他団体の動向にも注意を払っていきたいと考えています。

〈質問〉

非常勤の行政委員会委員の報酬についてですが、非常勤の教育委員、選挙管理委員会委員長に伺います。みなさんは現状の報酬体系は、勤務状況、業務量に対して、妥当だと思えますか？報酬が現在の月額報酬から日額報酬に変わった場合、今後、今の職を引き受けることをためらうことはあるでしょうか？

大津地裁が今年の1月に選挙管理委員会、教育委員会などの各行政委員が月1、2回の会議などに出席するだけで、月額数万～数十万円の報酬を得ることを規定した条例を地方自治法違反で違法との判決がありました。大津地裁の判決結果についてどのように思われたでしょうか？個人的な見解としてお答えください。

〈答弁〉

教育委員報酬のあり方についてのご質問ですが、私としては報酬自体について答弁をする立場にはないと思います。

ご承知のとおり、教育委員の職務は、教育に関する事務の管理及び施行の基本的な方針に関する事務、学校にその他の教育機関を管理するなど、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務を執行するもので、合議制により教育委員会を運営しております。

このことから、我々教育委員は月例の教育委員会議の場だけでなく、教育長と日頃から連携を図り、本市の教育行政について、日常的に様々な角度から情報を収集し、様々な事象に対応するなど、常日頃から活動を行っているところでございます。

なお、判決結果についての個人的な見解についても、この場で発言することは適当でないと考えますので、ご理解願います。

但し、ご承知とは存じますが一般論として、当該判決は当該事案について下された結論であり、他の事例にすべからく妥当するというものではないことだけ付け加えさせていただきます。

選挙管理委員の報酬についてのご質問にお答えします。

まず、現状の報酬体系は妥当と思うかとのことですが、無愛想なお答えになりますが、そういう報酬体系になっていることを承知して就任していただきますとお答えすることしか出来ません。

次に、月額報酬から日額報酬に変わった場合、職を引き受けることをためらうかというご質問ですが、大変失礼ですが、そういう仮想問答にお答えする気

持にはなれません。

大津地裁判決をどう思うかということですが、新聞報道しか材料を持ち得ませんが、我々に求められている役割や職責をどう考えての判決か分からないので私は心配を持っています。確かに会議の出席日数だけを見れば多くはありませんが、例えば、これは皆様も同じですが、いつ行われるか分からない解散総選挙に対して、いつでも対応できるようにしておかなければならないというような職責を判決はどう見ているのか気になります。また、我々は公職選挙法により一切の選挙運動が禁止されています。それは、裁判官・警察官などと同じように国内のどこにおいてもいつでもでございます。このように権利には通年制限を加えながら、報酬という点では出席日数だけで判断するというのに、判決はどう答えているか大変気になります。

月額を日額に変えれば経済的に安くなるはずだという、ただそれだけの発想からの議論にならないように切に願うものです。

《要望・意見》

非常勤行政委員会委員の報酬についてですが、「他の自治体の動向に注意を払っていきたい」とご答弁されました。福井県や富山県などでは行政委員会委員に対する報酬を日額で支給しています。さらに、神奈川県は、大津地裁の判決を受けて、来年度中に行政委員会委員への報酬支給を月額から日額に見直すとしています。ちなみに、昨年度に豊中市が非常勤の行政委員会(教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会)の委員に対する月額報酬の総額は約2400万円と算出できました。

この件に関して、私は報酬が月額支給だから問題だと言うものではありません。報酬を月額で支給されているにもかかわらず、非常勤の各行政委員会委員の方々が普段どういった活動をされているのか、ほとんど明らかにされていないことが問題なのだと思います。各行政委員会で委員の活動実態をこれまで以上に詳細にホームページ等で、公開し、誰もが「非常勤の各行政委員会委員の報酬が勤務体系と見合っているのか」判断できるようにすべきです。その上で、他の数多くある委員会、協議会、審議会、審査会などの委員と同様に日額報酬にすべきか月額報酬を維持すべきかを検討すべきだと意見しておきます。

【ごみ収集・運搬業務について】

《質問》

ごみ収集・運搬業務について伺います。昨年、経費削減を目的に、ごみ収集・運搬業務の民間委託を全体の2割から3割に増やしました。民間委託を1割増やしたことで経費削減効果はどれくらいだったのでしょうか？お聞かせ下さい。行財政改革プランの取り組み項目46番にごみ収集・運搬業務体制等の見直しがあり、「収集体制の見直しを行うとともに、さらに民間活力の導入を推進する。」とありますが、現在の計画としては、いつ頃までに、どの程度、民間委託を増やす予定なのでしょうか？さらに現在、北部・中部・南部に環境センターがありますが、民間委託を増やし、直営で担う業務量、職員数が減れば、3か所も必要なくなる可能性があり、さらなる経費削減効果が見込まれると思います。行財政改革プランではそういったことも見込まれているのでしょうか？もし見込まれているのであれば、センターを3か所から2か所にする、どれくらいの経費削減となると見込まれているのでしょうか？

また、現在、直営で行っているごみ収集・運搬は職員が3人で行っていますが、民間委託して行ってもらっている収集・運搬は2人で行われています。民間業者が2人で行っている、行える業務を、市の職員が3人で行わなければならない必要があるのでしょうか？3人で行っている理由があればお聞かせ下さい。さらに、直営で行っている収集・運搬業務を2人で行えば、経費削減が図れると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

ごみ収集・運搬業務委託等に関するご質問にお答えします。

まず、ごみ収集・運搬業務委託を現行から10パーセント拡大しますと、その財政効果は単年度で1億円程度と見込まれます。

今後の委託化の拡大につきましては、「新・豊中市行財政改革大綱」に掲げられた4つの目標の一つであります「持続可能な行財政システムづくり」の方策の一つとして「外部活力の導入による体制の変革」があり、また、改革を具体化する個々の取り組みを記載した「新・豊中市行財政改革プラン」におきまして「ごみ収集運搬業務体制等の見直し」を掲げ、さらなる民間活力の導入の推進を明らかにしております。

委託拡大の時期及び規模につきましては、平成24年度からの(仮称)リサイクルセンターの稼働に合わせて実施します新たなごみ分別収集開始の時期を目的に検討してまいります。

次に、各環境センターの統廃合につきましては、行財政改革プランの項目としては掲げられていませんが、仮定として1つの環境センターを廃止した場合の財政効果は、各施設の規模にもよりますが施設の維持管理経費及び人権削減効果を合わせますと9千万円から1億円程度が見込まれます。さらに、跡地を売却した場合の効果も考えられます。

最後に、乗車人員につきましては、労働安全衛生上及び作業効率向上の観点から3人乗車としているところですが、2人乗車につきましては、この安全性、作業効率、労働条件の検証や、さらには人員の再配置など全庁的に取り組む課題もあることから、様々な角度からその可能性について検討してまいりたいと考えております。

《要望・意見》

次にごみ収集・運搬業務についてですが、豊中市がごみ収集・運搬業務について業者と交わす契約書『豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書』には、「収集運搬においては、運転手1名、作業員1名以上の業務とし、いかなるときにおいても一人業務は絶対にしないこと。」と規定されています。つまり、ごみ収集運搬業務は2人でも行えると豊中市は判断しているわけです。もし、3人体制の方が安全性、作業効率が高いというのであれば、民間業者との委託契約書にも「2人以上ではなく、3人以上の作業員で」と記載すべきではないでしょうか。民間業者に対し、2人乗車を認めているのであれば、直営の収集運搬業務も2人で行うべきですし、行えなければならぬと思います。理論的に矛盾している市が行っているごみ収集・運搬業務の作業員を現行の3人体制から2人体制にすることを行財政改革プランに追加項目として挙げて頂き、見直しを早急に検討して頂きたいと強く要望しておきます。

また、民間委託化を1割拡大するだけで年間約1億円の財政効果が見込まれるのです。さらに民営化を進めることで、環境センターの統廃合も可能となり、一つの施設を廃止すると、これもまた約1億円の財政効果が見込まれ、さらに跡地の売却などを考えるとそれ以上の効果が考えられるのです。これらの財政効果で、放課後こどもクラブの時間延長や土曜日開設などが可能になるかも知れません。ご答弁では、2012年度を目処に委託拡大を検討されているようですが、少しでも早く委託化が出来れば、その分、早く財政効果が得られますので、2012年度と決めつけずに検討をして頂きたいと要望しておきます。

以上で、無所属神原宏一郎の提案型の個人質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。